議 事 録

会議名		釧路市障がい者自立支援協議会 雇用就労部会
事務局		釧路市障がい福祉課
		釧路市障がい者基幹相談支援センター
開催日時		令和元年6月14日(金)16:00~17:30
開催場所		釧路市役所防災庁舎5階 会議室A
出席者	委員	出席40名 和泉(自立センター)、佐藤(ウェルフェアグループ)、濱渕、大水、古瀬(ぷれん)、今野(れぽぜ)、鈴木(浩)、竹谷、鈴木(洋)(あらんじぇ)、金橋(あらんじぇ II)、鎌田(ワークサロン)、和田、小野(ノーサイド)、西川(HAGemi)、岡田(社会就労センターらびい)、伊藤(すてっぷ)、千葉(大きな木)、太田(きぼう)、清水(馬木葉クラブ)、若杉(きらり)、池田(はしどい学園)、宮田(すまいる946)、小西(サンフラワー)、小柏(あるま緑屋)、中山(ナポリの窯)、島田(ワーカーズコープ)、鈴木(みらい)、栂野(音羽協働センター)、佐藤(若者サポートステーション)、小鹿(ハーモニー)、大澤(あかし)、追分、工藤(釧路養護学校)、池田(白糠養護学校)、成田、南(中標津支援学校)、立浪(北海道中小企業家同友会)、森、笹村(釧路市生活福祉事務所)、竹腰、佐々木、吉田慎(釧路市障がい福祉課)、近藤、脇田(基幹相談支援センター) (議事録担当) 柳沢(オフィスきらり)(敬称略)
	その他	なし
	傍聴者	なし
		釧路市障がい福祉課(竹腰・佐々木・吉田慎)
	事務局	釧路市障がい者基幹相談支援センター(近藤・脇田)
会議次第		 1. 開 会 2. 挨 拶 釧路市障がい者自立支援協議会雇用就労副部会長 和泉 宜也 3. 議 事 (1) 雇用就労部会員自己紹介音羽協働センター・あるま縁屋 (2) 生活保護制度と就労支援について (3) その他 4. 閉 会

議事内容

1. 開 会

2. 挨拶

今日のプログラムは、昨年の振り返りで生活保護の学びを深めたいと言う意見があった事から 行われる。生活保護の正しい知識を知り、就労支援に活かしていける様にして頂きたい。

3. 議事

(1) 雇用·就労部会部会員自己紹介

○音羽協働センター(就労継続支援 A 型事業所)

- ・作業内容~仁成ファームでの搾乳舎の清掃、搾乳の補助作業など。
- · 定員 10 名 (登録 12 名)
- ・サービス提供時間 9:30~14:25 12:45~17:15
- · 時給 835 円
- ・立ち上げ当初、支援員が1ヶ月、仁成ファームの職員と一緒に仕事をした。
- ・一般就労は今年度1名仁成ファームへ就労。現在11月の就労を目指して1名実習中。

○あるま縁屋(就労継続支援 B 型事業所)

- ・作業内容~割り箸袋の作成、ポスティング、冷凍餃子の販売など。
- · 定員 10 名 (利用 5 名)
- ・サービス提供時間 10:00~15:00
- ・今後、カフェで焼き餃子を提供する予定。

(2) 生活保護制度と就労支援について (生活福祉事務所担当者より説明)

○生活保護制度とは

【目的】

・生活保護制度の目的は、日本国憲法第25条に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である。

【原則】

- ・申請保護の原則
 - 保護費は申請しないと出ない。認定されると継続されている限り振り込まれる。
- ・基準及び程度の原則国の基準に基づく。
- ・世帯単位の原則
 - 一つ屋根の下に住んでいるなら一世帯という原則がある。個人ではなく世帯として判断 する。

【保護の種類】

生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、生業扶助等がある。

議事内容

○釧路市の現状

- ・釧路市の生活保護を受けている人の割合は人口の 5.2%。20人に1人が生活保護を受けている。
- ・釧路市の生活保護受給率が高いのは太平洋炭鉱の閉山や製紙業の低迷、リーマンショックの影響があると考えられる。釧路の全体的な経済状況が厳しい中、近隣市町村から仕事の無い人が職を求めて釧路に来るが仕事が無いという状況があると考えられる。
- ・以前は母子世帯の割合が高かったが、釧路市も高齢化が進んでおり、生活保護受給者の割合は高齢世帯が3,165世帯、母子世帯が543世帯、傷病・障がい世帯が571世帯となっている。
- ・有効求人倍率は上昇しているが、有資格・非正規求人が多く、働きながら生活保護を受けている人 達がいる。
- ・釧路市の生活保護世帯の稼働率は19.5%である。全国平均が16.1%なので、釧路市は保護率も高いが働いている人の割合も多いと言える。

○新規申請

・生活に困った時は、まずは生活福祉事務所へ。面接指導員が相談を受ける。行くと必ず申請をしなければならないという事ではないので困っている方はまずは相談に来てほしい。来所が難しい場合は電話での相談も可能。

○収入認定について

【収入】

- ・給料、工賃は給与収入となる。支給総額から基礎控除、社会保険料や通勤交通費等の必要経を控除した額を収入として認定。
- ・年金についても年額を12で除した額(月額の平均)を収入として認める。

【基礎控除】

・勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲 の助長を図ろうとするもの。基礎控除は全国一律の基礎控除表があり、インターネットなどでも 確認する事が出来る。

【具体例】

・例えば最低生活費が 15 万円だとすると、就労による総収入額が 63,000 円の場合、基礎控除が 20,000 円、収入認定が 43,000 円となる。生活保護費は 107,000 円となり、15 万円に 2 万円上乗 せとなり 17 万円が手元に残る事になる。15,000 円以上働いてはいけないという事ではなく、収入 に応じて基礎控除は増えていく。

○自立について

・第一歩として日常生活自立を目指し、規則正しい生活を送る。次に社会生活自立として、人とのコミュニケーションを身に付けていく。次のステップとして、経済的自立を目指し働くことに繋げていく。段階的にステップアップしていく支援を行っている。

議事内容

○ケースワーカーの仕事

・月初めは家庭訪問、月半ばは収入認定で保護費の支給事務、月下旬は家庭訪問の残りを回る、といった流れである。家庭訪問では、何もなく安定している方とは年に何回かしか会う事が出来ない。就 労事業所に通っている方であれば事業者からの情報提供をお願いしたい。

○無料職業紹介所について

・釧路市では、独自に求人を募集し、生活困窮者に対し、求人情報を案内している。ハローワークに募集をかけても応募がない短時間・短期間の仕事も受け付けている。福祉的観点からも事業所の登録をお願いしたい。

○質疑応答

- ・1 名のケースワーカーの担当数について。
 - ⇒件数の標準は1人当たり、80件である。釧路市は独自に高齢担当があり、受給者の状態が安定 していれば1人当たり230件担当している。その他は大体1人当たり70件位。
- ・生活保護受給者の貯蓄はどうなのか。
 - ⇒冷蔵庫、洗濯機などの家電製品の修理費は保護費として支給できないため、普段からお金を貯めてくださいと伝えている。但し、最低生活費の半年分の貯蓄があると会議で保護費停止となる可能性がある。
- ・自立の為に専門学校に通いたいという相談はどうか。
 - ⇒成人の場合、働く事が優先される。ただ、資格取得等のはっきりとした目的がある場合は個別に 相談に応じている。不明な点はケースワーカーか第7担当まで連絡して欲しい。

(3)その他

- ○ワーカーズコープより案内
- ・障がいのある方の介護職員初任者研修、ヘルパー講座受講者募集の案内。無料で受講できる。
- ○事務局より
- ・北星学園の講師派遣が採択されたので次回案内する。
- ・提供可能品目について、随時受付しているので基幹相談支援センター、または障がい福祉課へ提出をお願いしたい。

4. 閉 会